平成２８年（フ）第４６９号
兵庫県尼崎市瓦宮１丁目13番５号
破産者　篠原　忠司
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８９号
兵庫県西宮市津門大箇町２番10―307号、前住所大阪府泉佐野市高松北２丁目２番68号
破産者　馬場谷英司
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５３０号
兵庫県尼崎市稲葉荘２丁目17番17―204号、前住所大阪市此花区酉島３丁目５番４号
破産者　中村　慎一
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５７０号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目８番６―611号
破産者　大山　貴成
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６７号
広島県福山市春日町宇山466番地
破産者　猪原　光範
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１４号
徳島県阿南市羽ノ浦町中庄なかれ32番地９、旧住所徳島県阿南市那賀川町芳崎270番地
ヴィゴラス弐番館202号室
破産者　山澤　浩一
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２８年（フ）第６９号
香川県高松市牟礼町牟礼464番地
破産者　伏見　正豪（旧姓谷川）
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４８８号
北九州市小倉北区大畠１丁目６番19―304号
破産者　安田　理枝（旧姓兵頭）
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４３号
長崎県長崎市京泊２丁目１番３―503号
破産者　浦　　泰彦
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１９号
宮崎市橘通東５丁目３番27号　セイザンハイツ橘703号
破産者　古川　雅士
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１８号
宮崎市大字恒久1337番地２　初鷹コーポ207号、前住所宮崎市高岡町浦之名1454番地
破産者　北野　翔太
1　決定年月日　平成29年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０２９号
福岡県飯塚市横田747番地１ＳＥＲＥＮＯＣＡＳＡ204、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町原田１丁目20番11号　クレストール原田Ｂ棟202号
破産者　山崎　拓矢
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５６８号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目14番６―206号、前住所福岡県筑紫野市湯町３丁目１番１―1410号
破産者　藤山　慶子
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１６０号
福岡市東区若宮２丁目５番19号
破産者　谷口　善文
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１２５０号
福岡市博多区美野島２丁目１番39―512号
破産者　末次　秀行
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５７号
福岡市西区福重２丁目６番39―302号
破産者　稲光　和秀
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６６号
福岡県朝倉市屋永4343番地　プレジール弐番館202号
破産者　櫻木　淳二
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３６７号
福岡県朝倉市屋永4343番地　プレジール弐番館202号
破産者　櫻木　綾美
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１４１５号
福岡市博多区竹下１丁目11番35―301号
破産者　里川　英輝
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部